



# 宮 崎 県 公 報

平成21年3月6日（金曜日） 号外 第7号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橘通東 2丁目10番 1号発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

### 告 示

○特定疾病又は監視伝染病の発生予防のための消毒の  
実施 ----- (畜産課) 1

頁

## 告 示

### 宮崎県告示第 154号の2

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第9条の規定により、次のとおり緊急に消毒を実施することを命ずる。

平成21年3月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施の目的  
本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急の措置
- 2 実施する区域  
本県内の飼養羽数 100羽以上の養鶏農場その他家畜防疫員が必要と認める家さん飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら実施する農場を除く。
- 3 実施の期日  
平成21年3月10日から平成21年3月31日まで
- 4 消毒方法及びその実施方法  
消石灰を飼養施設内の家さん舎周囲及び施設外縁部に散布する。  
。